

平成29年度 第1回 長門市子ども・子育て会議 議事録

と き：平成29年11月6日 14時00分～16時00分

と ころ：長門市役所3階 会議室

◎出席者

委員：青木宜治、浴田和拓、磯奥和枝、岩田彩、上野隆宣、橘実千代、平井康一、山近弘恵、
山本里美 (欠席委員：大迫享子、林香織、吉岡光雄)

事務局：川野市民福祉部長、梶山課長、井筒課長補佐、宮本主査

1 あいさつ

(課長補佐)

皆様本日はお忙しい中、平成29年度第1回長門市子ども・子育て会議にご出席いただきましてありがとうございます。会議を始める前にですね、皆様にお願いなんですけども、携帯電話の方はマナーモードの方の設定、よろしくお願ひしたいと思います。本会議は子ども・子育て支援法におきまして、特定教育・保育施設、認定こども園、幼稚園、保育所の利用定員とか、子ども子育て支援事業計画の策定、変更、市の子ども・子育て支援に関する施策について委員の皆様からご意見を伺う機関であります。長門市子ども・子育て会議条例6条の第2項により委員の半数以上のご出席がなければ会議を開くことができないというふうになっておりますので、本日、12名の委員さんのうちご出席が9名で本会議の成立ということでご報告させていただきます。なお、吉岡委員さんと大迫委員さんと林委員さんにおかれましては、所要の為、欠席という事でご報告を頂いております。それでは議事に先立ちまして、長門市市民福祉部 川野部長がご挨拶を申し上げます。

(部長)

皆様、こんにちは。

本日は大変ご多用の中、平成29年度第1回長門市子ども・子育て会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されておまして、長門市では、これらの目的を達成するため、子ども・子育て支援事業計画を策定し、様々な子育て支援策を講じ、これまで、一定の成果を上げていと認識しているところでございます。

計画策定から3年目にあたり、5年計画の中間年と今年はなりますことから、これまでの検証と今後も引き続き、子育てをされる全てのご家庭におきまして、安心して子育てを行い、子どもを育てる喜びや生きがいを感じられるような「やさしさがこだまする子育て世代に選ばれるまち」を目指してまいりたいと考えているところでございます。

子育て支援策のさらなる充実のため、子ども・子育て会議委員の皆様には、それぞれのお立場での豊富なご見識を基に、忌憚のないご意見をいただきますとともに、これからもご協力をお願いしまして、はなはだ簡単でございますけれども、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(課長補佐)

はい、それではすみません。申し遅れました。本会議の事務局、子育て支援課長の井筒と申します。本年の4月に異動してまいりました。よろしくお願いいたします。それではですね、これからは会長の〇〇会長さんの方に議事を進めていただくようになっておりますので、〇〇会長さん、すいません、会長席の方にお移り

いただいて、一応、一言ごあいさつをいただいて議事をすすめていただけたらと思います。

(会長)

はい、みなさんこんにちは。すっかり秋めいてまいりました。それどころか朝晩寒くなってまいりました。厳しさも感じている今日この頃でございます。お互いに健康には留意したいと思っております。さて本日は、本会議を開催いたしましたところ、大変お忙しい中、まげてご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本日は2題の議事が出ておりますけれども、建設的なご意見をいただきまして、また、この会議がスムーズに終わりますように皆様方のご協力をお願い致します。

それではすすめていいですかね。それでは、さっそく、議事に入りたいと思いますけれども、最初に子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、報告になりますけれども事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、まず、事前に資料をお送りしておったんですけれども、ちょっと見直してつかない点で訂正がございまして、今日机の上に置いてある方の資料の方をご覧頂きながら、すすめたと思います。えーと、内容は大きく変わっておりません。ページ数、内容はほとんど変わらないですけれども、細かい数字の訂正がございまして、今日の資料の方でみていただきましたらというふうに思います。

それでは、あの(1)番ということで、子ども子育て支援事業計画の進捗状況につきまして、ご説明したいというふうに思います。その前に2ページの方に保育所、幼稚園、認定こども園、入所状況についてということをご説明したいと思います。えーとその前にですね、2ページの方に保育所、幼稚園、認定こども園の入所状況についてということで、こちらの方を説明したいというふうに思います。2ページの方ですけれども各保育所・幼稚園・認定こども園・へき地保育所等の、この平成29年4月1日現在の各園の入所状況を記載しております。で下段の方には28年度の園児数も記載をしております。まあ、各保育所につきましてははですね、公立・私立を記載しております、まあ、ここの合計ていうところを見て頂きますと、認可定員が合計785人に対して、利用定員というのが680人ですね、まあ、実際、4月1日に入所されたお子さんにつきましては582人、昨年が615人でしたので、今年は33名ほど減少をしております。

このなかで見て頂きますと、東深川保育園のほうがですね、廃園にむけてということで昨年に比べて44人ほど減少しております。一方、みのり保育園につきましては、13名増加という状況になっております。となりに充足率という欄がございましては、こちらのみのり保育園につきましては、利用定員に対して105.8%という事で、充足率につきましては100%を超えている状況でございます。

続いて、みすゞ保育園さんにつきましても105.6%ということで、100%を超えております。

続きまして、下段の幼稚園 宗頭幼稚園につきましては、認可定員が80名、利用定員は20名という事で、28年度は8人に対して、今年10人という事で、2名増加、充足率につきましては50%になっております。

次の3ページの方なんですけれども、こちらの方には認定こども園関係の数字を記載しております。まず、認定こども園の保育部門ですが、深川幼稚園、キッズルームふかわっていう名前がついてますけど、こちらの方には28年度、15名の入所がありまして、今年が18人、認可定員、利用定員両方とも30人ということで、3人ほど子どもさんが増えております。

あおい幼稚園さんにつきましてはあおいランドという名前になっておりますが、認可定員、利用定員とも39人、昨年23人に対して25人ということで、2人ほど増えています。認定こども園の保育部門につきましては、昨年に比ばまして全体として5人ほど入園者が増えておる状況です。

続きまして、認定こども園の教育部門ですね。深川幼稚園さんにつきましては、認可定員120に対して、

入所された方が120、29年度は園児数が109人。昨年に比べまして11人ほど増えております。

あおい幼稚園さんにつきましては、認可定員150人に対して利用定員120人で、今年の園児数が91人、昨年に比べると12人ほど減っております。認定こども園の教育部門は昨年に比べまして、1人ほど減っている状況であります。

次の計画の、下段のへき地保育所、俵山幼稚園になります。こちらについては、認可定員60人、利用定員20人、今年の園児数は9人、昨年が8人なので、1名増加ということであります。

最終的に認可定員1271人に対して、利用定員が1029、昨年の4月1日現在ですと、市内全体が881人に対して、29年度は855人という事になっております。

下の方には参考までにの出生数を挙げておりますけれども、例えば、5歳児が生まれた年度におきましては、全体が208人の出生がありまして、実際保育園等に入られている数というのが202人ということで、率から言いますと97.1%ですけれども、逆に0歳児は28年度の出生数が166人なので、長門市全体において出生が200人を切っている状況…。

(事務局)

その割合は16.9%という事になりまして、何らかの保育所、認定こども園等に入所されている状況でございます。計画の中にあります提供見込数というのが、1号から3号まで合わせて、881人となっておりますが、4月1日の園児数が855人ですので、計画に対して26人の減となりますが、年度途中の入所がございまして、それを加味するとほぼ計画通りの数字になるのではないかとこのように思っております。

28年度におきましては、教育保育提供見込数が1号から3号まで合わせますと902人ですけれども、4月1日が881人で、21人の減という風になっております。これが4月1日現在の入所状況でございます。

それでは本題の(1)子ども子育て支援事業の進捗状況ということで、4ページになります。こちらまず(1)に、地域子育て拠点事業ということで、28年度の月平均の量の見込みを計画策定した時点で数字を計上しております。実際7か所の子育て支援センターという風になっておりますけれども、現在、公立4か所、私立1か所、幼稚園2か所という事で、現在運営がされておりますが、この28年度の実績というのは、これ月平均の利用、延べの利用者数という事になります。1581人という事で、計画の1630を若干下回っている状況です。

続きまして(2)の子育て援助活動支援事業、これはファミリーサポートセンターという事になりますけれども、対象がですね乳幼児から小学生という事になっておりますが、28年度におきまして年間の延べの利用者数が141人という事で、ちょっと307人にはかなり少ないんですけども、これにつきましては実際の依頼会員と、それを受けて提供する援助会員というのがあります。その依頼会員に対して提供会員がすごく少ないというマッチングがうまくいってないという状況に置かれまして、若干下回る結果になっております。

(3)の一時預かり事業ということで、①が幼稚園の預かり事業なんですけれども、これは幼稚園等に在籍する3歳以上の幼児で、教育標準時間の前後、長期休業、幼稚園が行う預かり保育事業です。

ちょっとページがとんでおりますけれども、6ページの方を見て頂きますと、28年度におきましては、14,770人という見込みに対して、実績は12,893人という事に実績がなりました。

②につきましては、幼稚園の預かり保育以外ということで、この実際入園されていない方の一時保育という事になります。こちらにつきましては354人の一時保育の確保と見込みに対して、235人の利用があったということでありまして、一時保育につきましては週3日程度、月12日以内の利用が可能ということで、料金につきましては、一日1800円。半日の場合は900円という事で未就園のお子さんを対象とした事業になります。

次は、時間外保育事業、延長保育事業につきまして。これについては保育園の18時以降の延長保育事業の事になります。短時間認定ということで8:30~16:30の方の延長保育については、この数字の中に含めておりません。これにつきましても実際、確保方策という事で、市としては240人の確保をした所、28年度の実績が196人という事で実利用数があがっております。

次は6ページに行きまして、病児・病後児育ということで、こちらにつきましては岡田クリニックのほうで実施しておられまして、見込みが569人に対して、実績のほうは425人という結果になっております。

(6)の、放課後児童健全育成事業、ということで、こちらにつきましては小学校の昼間、保護者が昼間ご家庭とかにいないお子さんへ対する学校での保育という事になりますけれども、市内においては平成28年度におきまして、深川で2か所、仙崎に1か所、三隅の明倫小学校で1か所、日置小学校1か所、油谷小学校で1か所ということで、計6か所において事業を展開をしておりますけれども、実績についてはこちらの方で数を示しておりますが、確保の方策につきましては、330人、計画では挙げておりますけど、28年度の利用が170人ということで、こちらについてはですね、算定方式が変わったということで、ちょっと実績については少し下がっている状況になります。

(7)妊婦健康診断につきましてはですね、28年度、ちょっと一枚めくって頂きまして、7ページなんですけれども、こちらがですね、健診の回数としては14回なんですけれども、実績としましては2365に対して1754人という実施になっております。

(8)です。次の乳児検診につきましても196人の実績に対して164という事になっております。養育士。

(9)の養育支援につきましても78人に対して37人という事に実績の方はなっております。

8ページなんですけれども、子育て短期、ショートステイということで、こちらの方は、俵山湯の家の方で、一時的な保護とか、平日夜間等の預かりという事で行っている事業なんですけれども、28年度につきましては、実績の方は1件だけでした。27年度につきましては利用が全くなかったのも、理由がなぜなのかということなんですけれども、27年度からのみのり保育園の方で休日保育を実施しているということが影響しているってことを考えております。以上8ページまでが、28年度における、地域子ども子育て支援事業の実績、報告になります。

(会長)

はい、今事務局からご説明がございましたけれども、これに対しまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言をお願いいたします。

(委員)

はい。

(会長)

どうぞ。

(委員)

〇〇でございます。5ページのですね、(4)の時間外保育事業、延長保育事業ということで、これについては保育園の18時から19時までの数字でございますよね。

(事務局)

標準時間認定です。

(会長)

標準時間認定ですね。短時間認定の分の数字はわかっておられるわけでしょう。

(事務局)

昨年からです、調査がありまして、昨年からつかんでは居ります。ちょっとお待ちいただいて…。短時間認定につきましてはですね、実利用者でいうと139です。

(委員)

139ですか。

(事務局)

はい、これが〇〇先生も含めて各園の方に調査を依頼してご報告していただいた数を足すと139になります。

(委員)

139。それで、皆さんはご存じないと思うんですけども、この標準時間と短時間の保育料は長門市は約200円と400円の差でございます。委託費の方は当園に関しましては、5,750円の差があるわけです。

長門市は入園児募集について、短時間のお子さんに対して7時から8時半まで無料、という事になっております。16時30分からは200円という事になっております。

それで、この民間保育園に関してはですね、一人頭、17,100円だったと思うんですけど、補助金が出るということですね、いろんな計算方式があるんですけども、県にお尋ねて、市にもお尋ねして、一応計算法は出てきたんですけども、とてもわたくしには計算できないと。長門市のほうに計算方式を教えてくださいと、この間10月16日の公私園長会議でお話ししたけれども、会計検査院が、検査があるから、出来ないということをおっしゃいましたね。

請求しようにも、いろんな請求の仕方があるわけなんですけども、それに関しては会計検査院の検査に耐えうるだけの計算をして、国の方に請求しないといけないということになっているわけございまして、今のところ当園では7時から8時半までお預かりしても一切の補助金につかないという事になっておるわけございまして。

これをどうにか是正して頂けないだろうかと一般の市民の皆様にもお知らせしてですね、27、28、29年度、三年度。無料奉仕でございます。経営の苦しい時にですね、これが請求できないということは非常に苦しいんです。

それを一般市民の方にですね、お知らせしてですね、市の方にも少しご配慮いただけないだろうか、三年続けてお願いしとるわけなんですけども、会計検査院があるから、ということで、この10月16日の公私園長会議でお話しして、なんと申しましょうか、要望がお聞き入れならなかったということだけ皆様にお知らせしときます。以上でございます。ありがとうございます。誰か、ございますか？課長さん。このことに関して。

(事務局)

この短時間保育につきましては、皆さん初めての方もいらっしゃると思いますので説明させていただきますと、保育園の標準時間、っていうものは朝8時30分から午後4時30分。これが保育短時間の認定を受けた方。

保育短時間の認定を受ける方はどういう方かと申し上げますと、一か月の勤務時間、保護者の就労時間がですね、これが52時間～120時間未満。就労ですから仕事場に行く通勤時間も含めてという風に長門市はしております。

で、120時間を超えると標準時間という認定を受けられるのです。標準時間になると朝8時30分から18時までの保育園が利用可能となっております。

(委員)

7時からです。7時からです。標準時間は。

(事務局)

7時から。7時から18時まで、利用可能となっております。ただし保育園は午後7時まで開所してますから、16時30分もしくは、18時以降については200円ほど徴収いたしますけれども、利用が可能となっております。

ただ、今、〇〇委員がおっしゃるのは、朝7時から8時30分まで、この利用を長門市は無料にしております。終わりにつきましては200円ほど徴収します。開所前につきましては無料とします。そこが国が示している計算式というのが具体的には無いんです。

補助金を受ける関係で、それについて長門市は、山口県等々にも照会を出したところではございますけれども、明確な回答が県から帰ってきてないということから、先ほど〇〇委員がおっしゃいましたように、27年度から、7、8、今年度も含めて、〇〇園でいけば〇〇園の経費でサービスを提供しているという風な状況になっているということでございます。

これにつきましては、市といたしましても県のほうに補助金の対象となるべく事業はないかということで、照会をしていきますし、してきましたし、今後も同様に県の方には相談していきたいという風には考えております。以上でございます。

(委員)

よろしいですか。それでしたらちょっと計算式をちゃんと示していただいて一般市民の方はですね、保育料がですね、長門市の標準と短時間が200円と400円の差とあっていらっしゃるんですよ。例えば委託費は違うんですね。5,750円に20人いたら何人もですね、どれだけの委託費が上乘せされるかということでございます。経営が苦しい時に、ですね。長門市は無料にしていると。無料でないところもあるのです、短時間の前半の部分は。無料でないところもあるのです、けれども、公的な所が無料にしていると、私立の保育園は有料にするわけにはいかない訳なんです。よそに行っちゃうのです。だから私は三年続けてお願いしているけれども、なかなかそこが難しいと。公私園長会議の会議では、最終的な回答が会計検査院があるからと。そういう所で止まっております。それだけお話ししておきます。ありがとうございました。

(会長)

はい、今、市の方も県に要望をしているようでございますので、また。

(委員)

いや、要望ではなくて、もう回答は出とるんです。県の方の回答は。後は市がどのように計算するかだけ

のことなんです。

(会長)

要望しちよるということやね。

(委員)

要望、いや、もう答えは出ています。県の方の答えは。後、市が計算式を示してくれば私の方は請求できます。これはですね、国の管轄なのです。会計検査院の。

(会長)

はい、わかりました。それは市の方でしっかりとコンタクトを取って話していただけたらと思います。今の報告について何かほかに皆さんの方からご意見がございましたら。どうぞ。

(委員)

ちょっと教えてほしいんですけど、ファミリーサポートセンターという所なんですけど、僕はあまり詳しく知らないんですけども、これは会員の方っていうのは、かなり登録されているんですか。

(事務局)

ファミリーサポートセンターにつきましてはですね、現在依頼する方、依頼会員が 118 名、サービスを提供する提供会員が 67 名、この両方の会員で両方会員で全部で 197 名ほど登録があります。対して利用が 141 件あったってということになりますね。

(委員)

実績が少ないっていうのは、依頼しても提供する方が中々難しいということが生じているんですね。

(事務局)

そうですね。そういった形になりますね。受ける方と頼む方の意思の疎通がないと成立しないという面もございますので。

(委員)

なかなか難しい。病児保育っていうのは年々ニーズが増えてきますよね。

(事務局)

病児保育につきましてはですね、今先生が言われた事なんですけども、ちょっと人数的には減ってきてはいます。平成 27 年が 439 で平成 28 年が 425。ほぼ横ばい、そのあたりの数字になっております。ただ、今後、広域利用とかですね、そういう話も出ておまして、今後の見込みというのがちょっとなかなかしづらいところではではあるんですけども、だいたい長門市でいうと 400 件ちょっと超えるぐらいに減少してますね。

(委員)

病気が流行った時にね、すごい集中するんじゃないかと思うんですね。だから、ないときはないかもしれ

ないけどニーズがあるときに、入れないということも結構あるんじゃないかと

(会長)

よろしいですか。他にご意見ございませんか。無いようでしたら次に移りたいと思います。次に子ども子育て支援事業計画の中間年の見直しについて、説明を事務局から願います。

(事務局)

資料の方は9ページになります。まあ、この中間年の見直しっていうことで最初に見直しの趣旨ってありますけれども、この計画、子ども子育て支援事業計画っていうのはそもそも平成27年度から平成31年度までの5年計画でありまして、この平成29年っていうのが中間年っていうか3年目にあたる事から計画について見直しなさいということで、国から指示が来ているという状況でございます。

2番目の教育・保育の量の見込みの見直しになりますが、今(1)というところになりますけれども、平成28年度の4月1日を基準として10%のプラスマイナス、乖離があったら見直しなさいということになっております。

3番目に教育・保育について量の見込みの見直しということで挙げては居りますが、平成28年度のそれぞれの実績が1号、2号、3号というように実績を挙げるとですね、1号につきましては、計画に対して175%、2号につきましては85%ということで、乖離があるので見直しが必要という事になります。3号につきましては実績としては、4月1日の時点では、0歳のお子さんが20名しかいないんですけども、0才児の子どもさんは年度の当初から年度の末にかけて入所が増えるということもありまして、1月の末で数えると57名ということで、109.5%。1、2歳についてはぴったり100%ですので、この1月末の状況を加味しまして、3号につきましては見直しをしないということで判断いたしました。

10ページにつきましては1号、2号、3号、要は子供の数の見込みプラス、先ほどの実績報告にありました子ども子育て支援事業のいろんな事業についても今の子どもの数に応じて見直しをかけなさいということで、これに準じて見直すということで挙げておりまして、それぞれ事業ごとに差と乖離状況ということで挙げております。こちらの方につきましてはですね、ほとんどの数字が100%を下回っている、要は計画を下回っている状況でありますので、この数字を元にまず判断していくということになります。

11ページからはですね、数字ばかりで申し訳ないんですけども、それぞれの見直しの案につきまして、検討した算式というかExcelの表になります。まず最初に推計児童数っていうのがございますけれども、例えば平成28年度のところを見て頂きましたら、推定児童は179人で見込んだんですけども、実際には180人。まあ、要はほとんど差がない100.6%。1、2歳児につきましても101%。3歳以上児につきましても106.9%。110%のプラスマイナスで収まっているので、推計児童数につきましては、補正しない変えないということで判断しました。

次の教育1号。1号の3歳児子どもさんにつきましてはですね、見直しの対象という風にしておりますが、こちらにつきましてはですね、教育1号の見込みにつきましては28年度、127名の見込みに足して223名の入所がありして、175%になりますので、見直しが必要となります。

どうやって見直すかという事になるんですけども、これは国の方から指示がありまして、まず先ほどの推計児童数に補正した認定割合、あるいは入所する割合をかけて見込みを出しなさいという指示がありましたので、平成30年度の3歳以上児の推計人口、推計児童数につきましては、上の表にありますけれども585名ですね。

平成30年度の推定児童数、3歳児以上、585名ですので、これに対して認定割合につきましてはですね、教育1号の認定割合、例えば平成27年度につきましては32.1、28年度が33.6、29年度35.7であまり差が

ないので、こちらでは一番高い、平成 29 年度の 35.7%を補正後の認定割合、利用者割合として計算しまして、585 名の推計児童数に認定割合(利用者割合)35.7 をかけまして、209 名を平成 30 年度の集計後の利用の見込みという風に考えたいと思います。

平成 31 年度につきましても同様に、558 名にですね、ちょっと推計児童数が変わってますけども、558 名の児童に対して先ほどの補正後の入所割合 35.7%をかけまして、199 名の利用の見込みという風に考えたいと思います。同じような考え方をしまして、保育 2 号ということで 3 歳以上の保育園に入られる子どもさんにつきましても平成 28 年度につきまして、482 名に対して、411 名入所がありまして、これは 86.3%ということで 90%を下回るの見直しが必要になりますけれども、推計児童数につきましては先ほどと同様ですので、3 歳児 585 名の入所児童に対して、これも入所割合、認定割合につきましては平成 27 年度が 63.3、28 年度が 52.0、29 年度が 60.8 ということで、これもあんまり差がないので、平成 27 年度の 63.3%をとりましてこれに足して 585 名に対して 63.3 をかけまして 370 名ということで見込みたいと思います。

平成 31 年度につきましても、558 人に対して先ほどの認定数 63.3 をかけまして、363 名で見込みたいと思います。

保育 3 号につきましては、見直しはしないんですけども、試算として計算してみましたので参考までに見ていただいたらというふうに思います。以上が教育・保育の子ども数の見込みが以上の数字になります。

今度は 12 ページからがですね、子ども・子育て支援事業のサービスの部門の見直しになるんですけども。

(委員)

ちょっとその前によろしいですか、会長さん。今のこの保育 3 号の見込みのところに見直しなしになっていきますけども、3 号はどうして見直ししないかここに書いてあるんですか。理由が。

(事務局)

すいません、先ほどのですね、9 ページの方の 3 のところの 3 号認定という所の、0 歳でいうと 52 に対して 20 ですけども、1 月末で換算すると 52 に対して 57、109.6%。要は 110%以内ということで、0 歳について見直しをしない。1、2 歳につきましては 127 に対してぴったり 127、100%なので見込みの見直しはしないと。3 号は見直しはしないという理由をここに書いております。

(委員)

園児が、子どもの数が。

(事務局)

子どもの数の見込みがどうかということで見直しをなさいと指示が来ておりますので、3 号につきましては、4 月 1 日ではあれですけど、1 月でやると乖離はあまりないということでこれにつきましては全体として見直しはしないということで考えております。

(委員)

わかりました。計算式の事ですねこれは。わかりました。ありがとうございました。

(事務局)

すいません、説明が前後するんですけど 12 ページにつきまして、まず地域子ども子育て支援拠点、いわゆる子育て支援センターという所なんですけど、こちらにつきましては平成 28 年度の実績が 96.8%。見直

しの範囲内に収まっていますので、こちらについては見直しを行いません。

次のファミリーサポートセンターにつきましては、平成 28 年度で比べると 45.9%と大幅に下回っておりますので、この 28 年度をもとに考えまして、大体、半分くらい、50%くらいで考えて平成 30 年度、349 に対して 180。31 年度、379 に対して 190 で見込みを立てたいと思います。

一時預かり事業ってということで幼稚園の一時預かり事業につきましては、こちら平成 28 年度で 87.3% ですので、平成 30 年度からの見込みにつきましては 13930 に対して 12500。だいたい 9 割で見込みを立てます。74.5、87.3 と若干増える傾向でありますので、少し増やして 9 割くらいで見込んでこの数字を見込みました。

次に幼稚園の預かり保育、一時保育ですけれども、こちらにつきましてはですね、平成 27 と 28 で 61.2、41.7 ということで間を取って半分くらいの 50%で見込んで平成 30 年 258、平成 31 年 246 で見込んでおります。

時間外保育・延長保育につきましてもですね、こちら乖離がありますけれども、平成 28 年度が 84.1% ですので、27 年度と対比をして 9 割程度を見込んで、平成 30 年度は 243、平成 31 年度は 261 で見込みたいという風に思います。

病児・病後児保育につきましては平成 27 年、28 年 75% くらいですので、75%で見込んで平成 30 年度は 526 に対して 394。31 年度は 591 に対して 375 で見込みたいという風に思います。

13 ページなんですけれども、放課後児童、児童クラブの事になりますけれども、こちらにつきましてはですね、先ほど 330 に対して 170 で、28 年の見込みが減ってはいるんですけれども、一応、28 年度の平均登録児童数っていうのが 248 ありますので、こちらの 250 っていう数字をもとに平成 30 年度、250。31 年度 240 で見込みたいという風に思います。

次の妊婦健診の事業につきましては、こちら平成 28 年度 74.1% ですので、27 年度で 84.2 と 74.1 の間の 8 割くらいを見込んで平成 30 年 1753、平成 31 年 1624 で見込みたいと思います。

次の乳児全戸訪問につきましても平成 27 年と 28 年の 87.9、83.7 の中間くらいの 85 で見込みまして、平成 30 年度が 177 に対して 150、平成 31 年度が 168 に対して 142 という風に見込みたいと思います。

次の養育支援訪問につきましてもですね、平成 27、8 それぞれ 97.6、47.4。だいたい中間あたりの 72% で平成 30 年が 70 に対して 50、平成 31 年 67 に対して 48 という風に見込みたいという風に思います。

子育て短期支援事業、俵山湯の家の預かり事業なんですけれども、こちら実績が極端に少ないので 5 人くらいで見込んで、平成 30 年、平成 31 年とも、40 人に対して 5 人で見込んで、少し乖離っていうか実際の実績との修正をしたいという風に考えます。全体として見込みがすごく課題だったという事の原因につきましてはですね、計画を作る段階でいろんなニーズ調査を行って反映させたことによってですね、利用したいという意向が利用するという実績に対して大きかったんじゃないかなという事と、市全体として人口の減少という事もありますし、いろんな保育ニーズ、サービスっていうのが完全に把握するっていうのがなかなか難しい事が考えられます。

ちょっと説明が長くなって申し訳ないですが、14 ページにこのような数字を計画の中でどういう風にとらえているかっていうことで、載せております。要は計画の方をどう修正するかという案を実際の計画書のページに基づいてページに基づいてご説明すると、12 ページの上に 36 とありますが、計画の 36 ページにあるという意味です。この修正案ということで、まず、子どもの数の 2 号認定という事なんですけれども、こちらにつきましては先ほどの修正した値を当てはめることとなりますけれども、例えば平成 30 年度の 1 号認定、先ほどの計算した数を当てはめていくと、120 から 195。線が引いてあるのはこのように修正しますという意味です。

2 号につきましては 3 歳以上と教育と保育とに分ける必要がありますので、先を見込んだ 370 とかいう数

字を按分した数字が 43 と 327 という数字になります。その下にですね、確保対策ということでどれだけサービスを供給するかということで挙げておりますけども、こちらにつきましては見込みに対してどれだけ供給するかということで、見込みが賄える程度のサービス、供給するというのでそれぞれ 190 に対して 220、370 に対して 380 ということで、率につきましては教育・保育の率で案分した率でこういう風に修正したいと考えております。

31 年度につきましても同様で消してあるところをに対して隣の数字を改めて 2 号につきましては教育と保育の比率はそのまま案分して改めるという風にとらえております。

15 ページにつきましては先ほどのファミリーサポートセンターと要領は一緒です。消してある数字をこういう風に改めるという風になります。量の見込みとかは全く同じ数字が乗っておりますので、量の見込みに対してどれだけ確保するかというのとは全く同じ数字を上げようという風に思います。

16 ページにつきましては一時預かり事業でこちらにも要は消してある数字をこういう風に改めますということになります。一時預かり事業につきましては 1 号、2 号で分けて考えているんですけども、現在この事業を実施されている深川幼稚園さんの利用定員の方も 1 号が 120 で、2 号、3 号などで比率が全く逆転しているような感じにはなると思うんですけども、この比率で案分を変えてしまうということになります。なので大幅に数が変わってしまうんですけども、全体としては先ほどの数にあわせるような形にはなりません。

確保方策につきましては、この 13940、13300 これも触らずにおいておくということでこの数字にしておきます。

一時預かり事業、幼稚園の一時預かり事業以外につきましてもこのページの通りで確保対策いじらずに出た数字、量の見込みというかサービスというか子どもの数の見込みだけを触るということにしております。

17 ページの時間外保育事業ですけども、こちらにつきましてもこのように修正して確保対策につきましては量の見込みが確保対策をとるということでこのように修正したいという風に思います。（

病児保育につきましても量の見込みはこのように修正するんですけども確保対策となると数字を触らずにこのような形で修正をするということにしたいという風に思います。

18 ページにつきまして、こちらにつきましては、ちょっとページが飛んでしまいますけども一番上が放課後児童クラブということでなっております。こちらにつきましても先ほどの 250、240 を高学年、低学年に按分するというか分ける必要がありますので、こちらにつきましては、今の元の数字 250 を比率とかで案分して 150 を低学年と高学年に分けるということで考えております。確保対策と要は、サービスの量と見込みと確保対策は一緒の数が入っておりますので、そのまま確保対策は同じ数字を入れるということで考えております。妊婦健診につきましても確保対策と量の見込みは全く一緒です。見込んでからこういう風に訂正しますということで入っております。

19 ページに行きましても、このようなイメージで量の見込みと同じ確保の対策をするということで全く同じ数になってますけど、このようなイメージで修正をしたいということで考えております。結局市の中にこの 30 年度、31 年度の方は数字をこれに変えますよという事をわかるように書き加えたいという風に思います。説明がちょっと長くなってしまっただけで申し訳ないですけど、以上で説明を終わりたいと思います。

(会長)

今、事務局から説明がございましたけれどもただいまの件につきましてご意見・ご質問等ありましたら。

(委員)

よろしいですか。16 ページのですね、3-3 ですか。一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）ということでございますけれども、これは国の制度ですか、それとも長門市が自主的にやってらっしゃるのですか。

お聞きしたいと思います。当園では自主的に、一切の長門市の補助金も戴いてなくてやっておりますけど、これはどうなんでしょうか。16 ページの 3-3 の一時預かり事業。幼稚園以外の預かり保育。以外ということでございます。

(事務局)

これはですね。

(委員)

国の制度でしたら定員オーバーしておれば補助の対象にならない事になっております。だから長門市の方はこの事業は長門市の独自でやってらっしゃるのか。当園は長門市の補助金を一切もらわずにこの事業を自腹でやっています。

(事務局)

私の方から。一時預かり事業につきましては、国の事業。国のメニュー中では一時預かり事業っていうのはございますが、本市についても私立同様に国からの補助金は一切ございません。

(会長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(会長)

他に何か意見が皆さんの方でご意見が出ますか。

(事務局)

ちょっと私から一件、よろしいですか、すいません。

(会長)

はい。

(事務局)

事務局がこんな話したら、申し訳ないんですけども、まず 13 ページの放課後児童健全育成事業なんですけれども、28 年度より実利用者数に計算方法が変更ということで、もともと従来、27 年 4 月に立てた計画が国の計算式に基づいてニーズ調査結果。アンケート調査を行いました、これをもとに量の見込みを出してきたわけでございます。

こうした中で児童クラブにつきましては計画 330 にいたしまして実績 170 ということで児童クラブはものすごく少ないんじゃないかというイメージを委員さん、お持ちの方がいらっしゃると思いますけれども、実際に利用、児童クラブの登録者数というのは年々増加してるんです実は。

平成 27 年から従来小学校 3 年までが利用可能となっていました、今小学校 6 年まで利用可能となっています。したがってどんどん利用希望者数が増えているわけです。そうしたことからすると児童クラブって

この実績 170 で今まで私たちが児童クラブについては受け入れが大変、困難であるというような説明をしているんですけども、なんか逆みみたいなイメージをお持ちだと思いますけれども、そうじゃない。

この 170 は実際に利用された方、登録をされた方ではなく、児童クラブを利用されている方。保護者が就労されている関係で、1 日、月に何回、規定があるんやったかいいね。だからこんなに少ないんじゃない。だからそこをもうちょっと説明をして、実際に 1 ヶ月、例えば開所が 25 日あっても 20 何日間か以上利用しないとこの 170 にカウントしないというのがあるんです。1 日でも利用されますよね。

実際保護者ですから、とりあえず自分が両親共に働いてる。ですから、登録はします。でも実際に来られると利用が 1 か月で 5 日しかなかったとか。そういった方もいらっしゃるんです。でも、そういった方はカウントしません。だから 170 って少ないんです。っていう形でここはですね、明らかに少ない数字になっている所です。

あくまでもこの計画を立てた時っていうのはニーズ調査をもとに国が示す計算式に当てはめてすべての事業については推計値を出して、それに対してどれだけの長門市が確保・受け入れることが可能かっていう体制を整える感じのこの計画なんです。乖離が 10%以上ある事業が本市もそうなんですけども、全国的にみて 10%以上乖離している事業っていうのが多いわけです。

それは国が計算式に基づいて出したものですから、アンケート調査っていうのは例えば一つの事業、こういう事業、まあ、ファミリーサポートセンターとかで結構です、ファミリーサポートセンターはこういう事業がございます、あなたは利用しますか、しませんか、っていうアンケートですからあった方が良いということで当然「利用する」とか「あった方が良い」っていうような回答をします。でも、いざ自身に実際に利用するに当たっては利用しなかったとかいう形です、全国的に見て、かなりの大幅な乖離があります。だから国は今回、中間年である 29 年度中にそこを少し是正しましょう、見直しましょう、っていうような形で、今、どこの市町でもですね、見直しを行っている所です。

だから乖離が 50%あるから事業が本当に要らないんだとか、もっと言うならば、子育て短期支援事業、27 年度は 0、28 年度は 1 人。この事業そのものが俵山湯の家で子どもさんをお預かりする事業なんですけれども、少し俵山っていう所がですね、市の中心地から離れているという所で利用しにくい事業であるのは間違いないんですけども、そうは言いながらも保護者はですね、やはり利用されるような、今までもありました。ですからこの事業そのものが全く全否定、じゃあ、子育て短期支援事業がいらぬのかということ、そうではない。やっぱりそこは子育てにやさしい街づくりというような形でご理解いただければと思います。

(委員)

よろしいですか。

(会長)

課長、ええですか。

(事務局)

ええです。

(事務局)

27 年度までにつきましては、児童の数え方としては児童クラブですね。登録をされている方の中でも、休会届とかそういったものを出されている方はカウントせずに、一日でも利用された方については、負担金を振替させて頂くということで、口座振替の数、ということでの平均をとっての児童数であったんですけど

ども、28年度から実際に一人のお子さんについて週5日、週6日ある中でこの日は親御さんが居られるので来ないよ、とかそういったことを全部平均、週1日であればその子についての平均を出しまして、それについての全部の平均という事になりますので、そちらの数を平均を出してカウントするようになったということで実際に利用した実日数に近いものになるということ、かなり人数的には減っておるということになると思います。

(事務局)

要は、1週間フルに開催したとして、例えばパートさんであれば、利用時間云々じゃない、ちょっと今の説明ではわかりづらいのかなど。すいません、ここはまた皆さんに後日正式にこういう風になるということ、を文書かなにかで回答させていただきます。皆さんに何らかの形で連絡をさせていただきます。この児童クラブにつきましては。

(会長)

わかりました。わかりやすく噛み砕いたものをですね、ぜひお示し頂けたらという風に思います。他に何か皆様の方から意見がありますか。どうぞ。

(委員)

この見込みに、そもそも論になってしまって申し訳ないんですけども、この見込みの数っていうのが、ることよっての、例えば予算を組む場合にこれを参考にするとかですね、見込みが少なくなるからこのスタッフの人員を減らさなければとか、こういった部分でこの見込みの数というのが影響してくるのかというのがちょっと確認をしておきたい。

(事務局)

この量の見込みっていうのは国全体の中での保育の需要っていうものを判断したいんだって風に思いますが、市の中というレベルとしては、この見込みに応じて利用定員の確保ということで人員の配置等は考えるんですけども、見込みが減ったから人員が減ったと言いうことに影響する事業っていうのは、あまりこの中ではなさそうではあるので、国全体としてとらえるとこれは長門市、山口県、積み上げると大きな影響にはなると思うんですけども、市のレベルでいうとこの見込みから、例えば2人の人員を1人にしようとかいうことには基本的にはならないのかなという風にはならないのかなとうふうに考えてはおります。

(委員)

あと、それを踏まえたうえで、数だけでみるというのは大変難しい所があるというのは先ほどの放課後児童クラブの件に関しても、数でみると言いうのは大変難しいかと思うんですが、例えば、今ですね、小学校の放課後児童の預かりについてどの部分というのが、地域的にも差があるとは思いますが、私は住居が深川地区になりますから深川に関しても昨年がかなり急激に増えたっていう風な事を聞きまして、年でもばらつきがある、また、地域によってもばらつきがあるっていうのは、ちょっと一覧で数字を出して、じゃあちょっと全体でみたらこれぐらいになるかもしれないけれど、実際のところという地域によってはここはちょっと増えるよねとかっていう部分、先ほど保育園ですとか幼稚園に関してはそれぞれの園での数というのが出てましたから、地域的な物も見えてくるんですけども、こういった放課後児童に関しての数っていうのは地域で定員が何名あるうちでそこはこれぐらいなんだけれども、この地区では実はちょっと要望が、全員は受けられなかったっていう部分もあるのではないかと考えたときに、一概にこの実績を全体の数字を見るだ

けで考えていいのかどうかという部分はちょっと疑問に思う所はありましたので、質問させて頂きました。

(事務局)

はい、今のご質問、そういう風に地域ごとに見込みはあるんですけども、全体としての量の見込みが合算するとこのような形にはなります。今のようなこと、地域ごとの見込みっていうのは、当然各クラブ、各放課後児童クラブ単位で見込んで職員配置という事は考えておりますが、ただ全体として実績を積み上げると減ったということで、対しては全体の見込みを減らさないといけない事で、こちら量の見込みということで、要は予測ですね。

これだけのサービスが必要であるという予測ですので、まあ、当然、各地域間の増減っていうのは配慮しますけれども、長門市全体としてみたときには、これだけ数が減っているんで、見込みとしてはどうしても乖離というものの修正に対して減らさざるを得ないというので、このように見込みの修正をという事をかけております。

当然、〇〇さんがおっしゃられるように、各クラブに対して増減はありますけれども、全体としては減っているということの見込みが、本当はこれ地区ごとに挙げればいいですけども、計画としてもものすごく複雑になってしまう関係で、各クラブ単位での増減は把握してはいますけれども、全体としてはこういった形での修正、一本にまとめる形での修正にならざるを得ないということでご理解を頂けたらというふうに思います。

(事務局)

捕足で、いいですか。捕足で。すいません。全体的な計画、なんでこういう計画を作るんでしょうか、って恐らく疑問であるでしょうけども、計画そのものっていうのは、長門市の中でこういった事業をこれだけ、今の人口、将来的な人口を見込んだ上で、これだけのサービスが提供できる受け皿を作りましょう、っていうのがまず計画なんです。これに基づいて、人、お金、この人数に応じて云々はないですけどと申しましたが、細かく言うとやっぱりこの受け入れに対して例えば、人が必要であればその人を確保するための金額っていうのは当然確保するようになります。これが計画なんです

補佐が言ったのは、例えばファミリーサポートセンター事業なんかを見ますと、利用人数が多かろうが少なかろうが本来長門市が実施すべき事業を社会福祉協議会に一部を委託しています。ですから、その委託っていうのは人が多かろうが少なかろうが事業は実施・運営するわけですから経費は変わりません、っていうような形になるんです。

一方で、放課後児童クラブなんかであれば、当然人が増えていけば、その指導員なり、それを受け入れる為に場所を新たに確保しなければいけない、人数を確保しなければいけないっていうことには、当然我々が予算要求するにあたっての根拠資料として、子育て支援課とすればこれだけの人数を見込んでいますから、これだけの人数を見込んでいます、ですから、これだけの職員がいります、っていうような形で予算要求の資料にも反映をしております。以上です。

(会長)

よろしいですか。はいどうぞ。

(委員)

それで今、放課後児童健全育成ということで放課後クラブの事ですけれども、保育園が関係してきますけれども、今、現に、そのお断りしている児童がいるかどうかです。それをお聞きしたんですけれども。預けたい

けども、無理ですとか、それはありますか。

(事務局)

放課後児童クラブにつきましては全て受け入れて、お断りしているお子さんは居られません。

(委員)

そうですか、感心しました。何よりでございます。

(会長)

他に何か皆さんの方からご意見ございませんか。はいどうぞ。

(委員)

違うことなんですけど、放課後クラブっていうことは、保護者が仕事を休みの時とかの利用はできますか。保護者が仕事が休みなのに土曜日も利用をしているっていうのをなんか昔聞いたことがあるんですけども、お母さんが仕事の時には仕方がないけど、休みの時は一緒に休んで子どもさんと触れ合っほしいなっていう思いがあるんですけども。夏休みも宿題を全部すませて、朝から晩まで弁当持って行くようなことを聞くのでその辺を厳しくしてもらって、保護者と子供のふれあいの時間を持ってもらいたいな、って思うんですけどもその点どうですか。

(事務局)

今のようなことはですね、指導員の方からもそういった事例というのは実際にあると聞いております。ただですね、就労が原則ということで入会を許可しております。諸事情、仕事がお休みだけ他に何かなくはないということで今はですね、仕事がお休みだったらダメですよという事は言うておりません。入会の説明会などがございまして、その際にはもちろん親御さんが居られるときにはできるだけお子さんをご自宅の方でみてあげてくださいというようなことをですね、お願いをしております。指導員の方からもですね、お子さんがその方が喜ばれますよという事はお母さんの方に、そういったことが分かればですね、実際にお休みなのにっていうことが分かるようなお子さんについてはですね、このような助言というか、お子さんにとっては喜ばれるんで見てあげてくださいねっていうことまでは言葉で申しておりますけれども、絶対にダメですということは、すいません、しておりません。

(会長)

よろしいですか。他に何かよろしいですか。はい、それでは今の件につきまして、一括してですね、賛否を執りたいと思います。

(事務局)

捕足がございまして、先ほどの計画の件ですけども、何せ数字が結構沢山ございまして、いろんなところを整合させたりとかいうことがございますので、まずこの数字で行きたいと思うんですけども、細かい部分でですね数字を若干触らないといけないという場合が生じた場合にはですね、会長にご相談して修正案とさせて頂くということでさせて頂けたらという風に思います。

180 度違う数字でやるって話になるとですね、また当然委員さんにご相談させて頂きたいと思うんですけども、細かい数字で訂正が出た場合はですね、会長、副会長さんのご了解を得て、の計画は修正ということ

で対応させて頂きたいということでご理解いただけたらと思います。

(会長)

今、事務局から捕足ですね、見直しの数字ですね、このあたりにつきまして今お示した数字と違ったですね、微々たる調整があった場合には会長、副会長、そして事務局で協議をして調整をするということも含めてですね、一括で賛否を執りたいと思います。子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直ししてきました、賛成の方の挙手を求めます。はい、ありがとうございます。

全員の賛成ということで中間年の見直しについては、承認されました。その他、何かございますか。

(委員)

皆様にお配りをしております。皆さんに読んでもらうおつもりです。

(事務局)

ちょっと〇〇委員さんの方からですね、追加の資料を配ってということで、今会長さんからご了解を頂きましたので、認定こども園の関係の資料をまた、お配りしたいと思います。

(委員)

会長さんには、急なことで申し訳ございません。

(会長)

いえ。

(委員)

前もってお知らせしてお配りしないといけないのですが、昨日の夜から準備いたしましたので、これは重要な事ですので、今から東深川保育園が廃園になりますので、特に東深川保育園の保護者の方にこの件についてお知らせしなければいけないので。これは、さっき刷られたのですか。

(事務局)

さっき刷りました。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

ではよろしゅうございますか、会長様。

(会長)

はい。

(委員)

皆様のお手元に大変申し訳ないんですけども前もって事務局の方にお知らせして配布すればよかったんで

すけども、今日午前中に〇〇さんの方にご連絡いたしまして会長さんのご了解を頂いてよろしいでしょうかということで、会長さんの方がよろしいということでございましたので、今からこのことについてお話しいたします。まず、一番は認定こども園の認定及び、認可事務取扱要綱。それと二番が、これが保育所の認定の事について、保育所形態の事についてここに書いてあります。そして内閣府委員会会議録第三号平成 29 年 3 月 20 日参議院の資料でございます。

そして重複するのですけども、山口県の認定こども園の一覧表でございます。市の方にお出しいただいたものとほぼ同じものです。四番。四番が認定こども園の〇〇園さんと〇〇園さんと、それから認定こども園の〇〇園さんと〇〇園さんの、これが県のホームページに出ております。こども園の内容でございます。そして五番目が〇〇市保育所運営検討協議会報告書。平成 24 年 3 月〇〇市保育所運営検討協議会ということになります。

この資料を、そして今日、ここに書いてございませぬけども新聞の記事がありますけども、今日の朝日新聞の 3 ページに、認可外保育園は無償化の対象外。…検討、と記事が出ておりましたので急きょこれを差し込みましたので、これについてお話し致したいと思っております。

それで、一番。認定こども園の認定及び、認可事務取扱要綱。これについて事務局の方から、この間の 10 月 16 日の公私園長会議でもお話しいたしましたけれども、8 ページの、皆さん 8 ページを開けて頂きたいと、8 ページの認定及び認可申請書の添付書類、①幼保連携型認定こども園以外の認定こども園。②幼保連携型認定こども園。諸々の事が書いてございますけれども、このことについてちょっとお話しして頂きたいと思っております。特に、①の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、⑬の市町の意見書（保育所）と書いてございますけど、これはどういうことで保育所と書いてございますか。一般の委員の方にお知らせ頂きたいと思っておりますが、よろしくお願い申し上げます。

（事務局）

はい、会長。いいですか。

（会長）

はい

（事務局）

今、8 ページの認定及び認可申請書添付書類ということで幼保連携型認定こども園以外の認定こども園、これはまずどういうものかと言いますと、幼保連携型っていうのは幼稚園も保育園も認可を得た施設、認定子ども園には 4 類型があるわけですね。皆さんのお手元にもお配りしております。幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、お手元に資料があります。

幼保連携型認定こども園っていうのは両方が認可を受けております。認定こども園の幼稚園型で行きますと、幼稚園は認可を受けてます。保育園が補完的に、私はずっと補完的って言ってますけど、〇〇先生からは認可外。保育園部分については認可外、認可を受けていない施設と。保育所型っていうのは、保育所が認可を受けている、幼稚園を補完的に請け合う。これが保育所型。地方裁量型っていうのが地域の実情に応じて設定するもので、長門市ではございません。長門市であるのは今、幼稚園型認定こども園、あおい、深川があります。この中で質問で、⑬番の市町の意見書、保育所、のいう所になりますけれども、要は 27 年 4 月に子ども子育て支援新制度が発足をしまして、認可申請をするにあたって、県は、幼保連携型以外、幼保連携型以外につきましては、申請があれば基本、認めるという形で国が推し進めていく制度だから、基本進めていくということで、今回の幼稚園型認定こども園について、市の意見書なるものはございません。添付

しておりません。ただ、保育所のみというのは、保育所の場合は、当然地域の中で子どもの数というのは決まっています。先ほど説明を補佐の方が順次説明したと思いますけど、計画の中で人数が決まってくる、それをむやみやたらに誰もかれも保育所を開所したいというような形で、認可を受けられると、地域の中で需要と供給のバランスが崩れるということから市の意見書が必要になってくるということで、ご理解をいただければと思います。

(委員)

ちょっと会長さんいいですか。今言葉が違いますよ。幼稚園じゃない幼稚園なのですよ。保育所じゃないですよ。幼稚園がむやみやたらに作ってもらうと困るから意見書が要るのです。幼稚園いや保育所とおっしゃりました。

(事務局)

いや、すみません。保育園と言いました。幼稚園がむやみやたらに保育園を設立されると

(委員)

保育園設立じゃない。保育園が幼稚園の子どもさんを受け入れるとおっしゃらなければいけない

(事務局)

認可外にあっても受け入れるわけですから、そこは少し

(委員)

じゃあ、私からお話ししましょう。えーとですね、幼稚園型はこの認定こども園ができたのはですね、待機児童です。都会の方では、0、1歳のお子さんが入れない。保育所のお子さんが入れないということで、幼稚園の空き教室を使って、保育園児を受け入れてほしいということでできた制度です。ですから、地元調整が取れてなくても、幼稚園型の認定こども園は意見書なしで設置できるわけなんです。しかしながら、この13ページの、8ページの⑬の市町の意見書（保育所のみ）と書いてございますけども、保育所型の認定こども園は、幼稚園での園児を受け入れることについて、幼稚園の運営は難しくなるから、保育所を受け入れると、だからこれに関しては、地元の幼稚園の同意を得ないとできませんよという意味なんです。幼稚園型はあくまでも待機児童だけですから、幼稚園が保育園のお子さんを受け入れる、それについてはですね、幼稚園型については意見書はいりません。反対に保育所型というのは、保育所が幼稚園の園児を受け入れると幼稚園の運営が難しくなるから、それでみんなの合意を得て、設置しなさいということでここに保育所のみということになっている。県下にはございません、保育所型は。それで、今、梶山課長さんが何度も補完的な施設、補完的な施設とおっしゃいますけど、正式な言葉は4ページをご覧くださいたらわかると思いますが、ちゃんと県は認可外保育施設と書いてある。補完的な施設じゃないのです。認可外の施設なのです。無認可の施設なのです。ということで、このことについて、今まで子ども・子育て会議で皆様は、梶山課長さんの補完的な施設、補完的な施設とおっしゃいますけども、認可と無認可がどう違うか、その朝日新聞をご覧くださいませ。どのように違うか。だけど、この朝日新聞の認可外保育施設、認可外施設に関しては、これは私の思いでは幼稚園型の認定こども園は入らないと思います。条件を皆クリアしていますから。認可外保育園は無償化の対象外。大変なことになりますこれは。それが1点と。2点目、8ページの一番下、2の幼保連携型認定こども園ということで、東深川保育園が廃園になり、認定こども園で受け入れると。まあ、みのり保育園もございますけれども、他の保育園もございますけれども、うちにはその話はございませんで

した。私が反対しておりましたので。え、そして、物事が決まった後に増築だと、唐突にそのことが出てきて、びっくりしたわけでございますけれども、この2の幼保連携型認定こども園、その次のページの9ページの1(1)設置の届け出または認可申請ということで、②に市町の意見書ということが書いてございます。梶山課長さんこれについてご説明いただきたいと思っておりますけど、この市町の意見書というのはどういうことでしょうか

(事務局)

あの、市町の意見書というのはですね。幼保連携型については、先ほどから申し上げましたように、幼稚園も保育園も認可施設ということですから、地域の中で合意形成が図られているか否か

ということを意見書の中にうたって県の方に進達をするものでございます。

(委員)

意見とはどういう意見なんでしょうか

(事務局)

だから、合意形成が図られている、まあ、図られていなければ出せない。

(委員)

図られていなければ、出せないのですね。そうですね。そうしたら、公立保育園と私立の幼稚園2園、私立の保育園1園、これが、全員が合意しないと意見書が出せないということですね。合意書が出せない、意見書が出せないということは、幼保連携型の認定こども園はできない、設置できないということですね。そうですね。それで皆さんのお手元でございます、2番をご覧くださいませ、ここにちゃんと書いてございます。認可保育所、児童福祉法第35条第3項第4号 都道府県知事の認可を受け、公費により運営されている認可保育所と、これが公立保育園のことですね。そうですね。はい。で2番目認可家庭的保育所事業(児童福祉法第34条の15)、市長村長の認可を受け、公費により運営されている認可家庭的保育所事業等。これ長門市にございますか?

(事務局)

ございません

(委員)

ございませんね。次が幼保連携型認定こども園(認定こども園法第16条・17条第1項)都道府県知事の認可を受けた幼保連携型認定こども園等。これは長門市にございますか?

(事務局)

ございません

(委員)

次、上記以外の認定こども園(認定こども園法第3条第1項・第3項・第9項)都道府県知事の認定を受けた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園のうち保育所にあたる施設。これは長門市にございますでしょうか?

(事務局)

これは2つほど、認定こども園以外ですね。2つ

(委員)

そうですね。都道府県知事の認定を受けた幼保連携型認定こども園以外の施設ですね。ということでございますね。後は、当然お話しはしますけども、ということでございます。そして次のページをご覧くださいまして、参議院の第1部 内閣委員会会議録 第3号 平成29年3月22日 参議院。1段目の9行目からです。認定こども園については都道府県立入検査については、幼保連携型認定こども園は認定こども園法第19条に基づく指導監査通知により、児童福祉施設が1年に1度以上実施されることに留意して、定期的かつ計画的に実施すること。保育所型認定こども園は、児童福祉法施行令第38条に基づき、1年に1回以上実施することが義務化。幼稚園型は必要に応じて実施。地方裁量型認定こども園は児童福祉法第59条に基づく認定外保育施設に対する指導監督の通知により年1回以上行うことを原則とされています。国務大臣加藤勝信様でございますが、この答弁でございます。検査も違うのです。このように。幼稚園型の認定こども園と幼保連携型の認定こども園、そして保育所型の認定こども園はですね。年に1回以上実施することが義務化されているわけです。ですけれども幼稚園型の認定こども園は必要に応じて実施、そういう施設なのですこれは。検査は非常に厳しいのです。これだけ違うのです。そして、市が認定こども園の47条の、これをご覧くださいと思います。それで課長さんは、〇〇ではいっぱい幼保連携型認定こども園はあると、このようにおっしゃいました。で〇〇市は中核都市でございますので、県の担当ではございません。県と違うところは、これは中核都市ですので、審議会があつてその中で話しあうということでございまして、意見書はいりません。みんなの合意で、審議会の合意の中で今まで決まっているわけでございまして、特に上の段のように公立のこども園が市立のこども園が、これはもう山間部とかへき地の方は、幼稚園も保育園も一緒にして、こども園として運営していこうということでございます。あとは皆審議会で合意をされて作られたわけでございます。だから、〇〇市の方の話はここでやめときます。中核都市ですから。手続きが全く違いますから。それで課長さん、山口県内で、〇〇市を除いた山口県内で幼保連携型の認定こども園はどこにございますか。

(事務局)

本日お示しをしました資料、机の上に置いていると思いますけども、この中をみていただければわかると思いますけれども、・・・本日お配りした資料の2ページ目、〇〇市の2つ

(委員)

〇〇園と〇〇園、山口県内は幼保連携型の幼稚園はこの2園しかございません。それについて皆様にお示しした資料が5番です。平成20年3月、〇〇市保育所運営検討協議会報告書、平成20年3月、〇〇市保育所運営検討協議会。この1年前に協議をして、全園が協議して、最終的に〇〇園さんが、私の資料によれば、県のホームページによれば平成20年4月1日に〇〇園さんが幼保連携型の認定こども園になられた。〇〇園さんの〇〇様、〇〇園長先生、〇〇副園長先生が認定こども園について話し合いをしたいということでいらっしゃるしまして、3対1ではダメだから、保育協会の常任理事であります〇〇園長先生、それと本園の社会福祉法人〇〇の理事であります〇〇保育園の今幼保連携型の〇〇こども園になっていますけども、その園長先生にお越しいただいて3対3で、こうこうこういう理由で〇〇園さんが幼保連携型の認定こども園になられたということをお知らせいたしました。協議はこの報告書の中にありますこととあります。このようにして、オープンな議論をされて、市民にこれもホームページに掲載して、最終的には

(会長)

〇〇園長よろしいですかね。いま提示された資料ですね、この資料の要約っていいですか、この資料によって、〇〇さんがどういうことが皆さんにお示ししたいのか

(委員)

この間も皆さんにさんざんいやな思いをさせましたけども私はですね皆さんの 100 倍、1000 倍までいやな思いをしております。ですから、今度、東深川保育園が廃園になると、認可保育園の保育園を廃園にするわけです。そうしたら認可された保育園の園児ですね。その園児をどこが受け入れるかということです。結局は、みのり保育園さんが全部受け入れれば、何も問題はありません。しかしながら、その受け入れ先として、長門市の方はですね、〇〇園さん、〇〇園さん。〇〇園はその中に入っておりません。そこを受入先にするから、認定こども園……。先ほど課長さんがおっしゃったように、ここに今同意書があります。〇〇市の、この同意書がないと県は認可できないのです。認可。それが長門市さんはそれをご存じだったかどうかということです。ここにですね。〇〇市以下甲〇〇、〇〇保育園、〇〇保育園、〇〇保育園、〇〇保育園以下5保育園を乙という、〇〇園以下丙というは、認定こども園、幼保連携型保育所の有無について次のとおり合意した。そしていろんなことが書いてあって、最後に連名で押印をするようになります。押印をするように。

(会長)

いいですか。この今子ども・子育て会議、会議とは何ぞやということを私は今思うんですけども、今これ〇〇市の保育所の運営検討協議会でしたよね。だから、長門であれば長門市の保育所運営検討協議会というのはいないんですか

(事務局)

ないです。

(会長)

ない。じゃそれ作ってそこで協議したらどうですか。この会議でそういうことを言われてもやね、僕らも返答もできんし、じゃあどねえしなさいよという方向性も出せんわけです、この会議じゃ。だからそういう意見があれば、そういった協議会を長門に設立をして、その中で検討して、じゃあどういった受入体制を作るんか、皿を作るんかという協議をするんが筋だと私は思うんですけど

(委員)

すみません。私も大変その意見には同感で、今までの話をずっと聞いてて、いつも思うんですけども、長門市のこどもの利益、子育てをするものに対する利益、あと選択の利益がすごく奪われているような気がしてなりません。なぜそうなったかというのにはいろいろあったことは本当によくわかります。ただ、今必要なものは、長門市に今必要なものは何か、何なのか、私たちが何を望んでいるのか、そういったことが何も無いままにお話を受け入れていることが多く、また、理解がなかなかできないところが大変申し訳なく、この資料に関しても、今いただいてこれを理解というのが本当にできないという部分もありますし、何をおっしゃりたいかというのなかなか見えてこないというところもあります。今、会長さんが言われたような形で、そういった場というのが、必要であるのであれば、そういったところを作るのが先決ではないか。私たちに課せられたこの任務というものは何なのかということをもう一度きちんと話をまとめていただきたい

というか、気持はわかりますがという部分ですけども

(委員)

ありがとうございます。それで今会長さんがおっしゃったことですね。この場ではないと。しかしながらここに、この子ども・子育て会議で審議した長門市子ども・子育て支援事業計画がございます。平成 27 年 3 月に出ました。その中に、審議の中に、こう書いてございます。②の教育保育の一体提供推進、認定こども園はうんぬんと。確かに第 1 期の子ども・子育て会議で認定このこども園のことについて協議しているわけですね。協議を。ですね。そして、今、〇〇市のように運営委員会を作ればいいじゃないかとおっしゃっていますけども、私が言いたい重要なことは、一般の市民の方ですね、東深川保育園が廃園になって、この園児を受け入れるにあたって、手続きを踏まなきゃいけないのですね。あと 1 年ですね。

〇〇園の現状、また、長門市の保育行政については、すでに保護者に臨時保護者会等で周知しております。県に報告いたしました。監査のときに、こども政策課の職員がいらっしゃいませんでした。指導監査室のお 2 人がいらっしゃいまして、2 年に 1 度こども政策課がいらっしゃいますけども、今回に限りいらっしゃいませんでしたので、どうなさったのですかと言ったら、ご回答はございませんでした。そして、この件について、市にも提出しているわけなのです。県も助けてくれない、市も助けてくれない。言うところがないのです。公私園長会議で話しても先ほどの話と同じです。会計検査院があるからということで、つばねられるわけですね。だから皆さんに嫌な思いをさせるんですけども、このような行政をされてですね、民間保育園が経営ができなくなってくる。あの皆さんにお示ししたものは保護者に配った文書と同じです。もう苦しんでいるんです。

(会長)

いいですかね。いいですか。あの一、お気持ちはわかります、わかりますけども、この会議で私たちがどういうふうな判断をして、じゃあ、たとえば、たとえばですよ。ああわかりました。じゃあそうしましょうといったところで何の力にもならんわけでしょう

(委員)

ああ、そうです。だから話しとるわけです。

(会長)

話を聞いても答えがでないわけでしょう

(委員)

お聞きただけでよろしゅうございます。こういう事実があるということ

(委員)

すみません。今聞いている分には、私の理解が悪いと思いますけれども、〇〇園の経営会議のような気がするんです。

(委員)

いや、それは違いますよ。全体の幼稚園と保育園を考えてやっているわけだから、ですね。全体でしょ。

(会長)

全体、幼稚園と保育園を考えてやるんならそういった協議会で話してほしいんです。あから、この子育て支援会議、子ども・子育て会議の中でそういう話は、私としてはふさわしくないと解釈してます。

(委員)

けども、この計画の中にそれが入っておるわけなんです。

(委員)

それであれば、最初にこういったことで話をしたいと、議題の最初に提案いただいて、その中で話し合うという手順をとっていただけないかと

(委員)

それは確かにそうです。大変皆様にご迷惑をかけております。ちょっと時間がなかったもので、そういうことでございまして、そして、一言だけ私に言わせてください。資料がいろいろと。皆さんに2月20日にお配りした、保護者に対する〇〇園の現状と、それから長門市の保育行政、東深川保育園の廃園についてのお話をしましたけれども、これは皆さんも委員としてですね、東深川保育園のことに関わっているわけです。東深川保育園の廃園に、1番大事な園の園児を受け入れるのに、無認可の施設に園児を入れさせるということでございしますが、話が長くなりますから、そしたら、お話ししましょう。皆様には非常にお聞き苦しい話になると思います。けども、〇〇さんも副会長さんでございまして、ですから会長さんにもお話ししましたけれども、第2回目だから個別訪問はないですかとお話しました。個別訪問ですね。そしたら課長さんはなんとおっしゃったか。根回しだとおっしゃったのです。〇〇会長さんが個別訪問にいらっしゃった、私はお断りしたのです。24年の5月に長門市長へ陳情されました。〇〇園さんが。市長さんがこうおっしゃいました。通保育園、みのり保育園を受けるなら大歓迎だ。〇〇園より認定こども園について要望があり、長門市も考える時期ではないか。〇〇園さんは平成25年幼稚園型認定こども園でスタートをきり、平成27年を目安に幼保連携型こども園に移行してはどうか。国の安心こども基金があれば経営はできる、国が1/2 県が1/4 市が1/4、長門市が〇〇、〇〇園に認定こども園にしてくださいと思っているわけではない。ないから、〇〇園さんが認定こども園をやるということで予算を計上する考えがある、これが24年の5月。そして、だれが陳情されたか、どなたが、そして、いつ、24年の5月のいつなのかと申しますのは、長門市公共施設等総合計画、管理計画ができております。それが平成24年にですね、できました。市内に長門市 市有財産利活用検討委員会が設置されました。ちょうどそのときなので、これが。陳情されたのが。

(会長)

〇〇さんいいですか。

(委員)

ちょっとですね

(会長)

ええですか。これ会長の判断ですけど。ええですか。あの

(委員)

一言だけ言わせてください。そしたらですね。私のですね、本当に嫌な思いをしたんです。

(会長)

嫌な思いをするのは、みんなも嫌な思いをしたんです。

(委員)

みんなも嫌な思いをしたのです。だけでも、私も嫌な思いをしたのです。〇〇会長さんの言葉だけお話ししておきます。こうおっしゃいました。

(会長)

それは聞きたくないんですけども

(委員)

そういう内々のことと言うのは、私何にもわからないんですよ。ただ保護者のことを考えて、それでこども園になったら利用しやすいんじゃないかと思ってました。

(委員)

保護者のことを考えるならば、こうして隠れてごそごそすることじゃないんです。

(委員)

だからないですよ、だから、今の若い人たちが求めるのは信頼できる保育と医療です

(委員)

そうです

(委員)

わかりますかだから認定こども園とか無認可とかそういうの考えずにやっぱり信頼できる保育園だったり、幼稚園だったら、親は子供を預けると思います。無認可だろうがそうじゃなかろうが

(委員)

それはわかります。無認可ということを示さなきゃいけないです。保護者に。それは委員の責任がありません。

(委員)

東深川保育園の園児たちというのは、全部認可保育園に受け入れなくちゃいけないということなんですね

(委員)

そんなことはございません。行くところは自由ですから。行くところは自由だけれども、ちゃんとこの幼稚園さんは、保育施設に関しては、認可外だということを知らせなきゃいけないと思います。今まで課長さんは補完的だとおっしゃいました。ちゃんと県のホームページに書いてあるじゃないですか。それをです

ね。一般の市民に公表せずにやるということは、一般市民への背信行為じゃないですか。あそこに書いたように。〇〇会長さんの話は聞きたくないとおっしゃいますけど。これは非常に重要なことなのです。

(委員)

すいません。重要なことであれば、別の機会を設けるとか、きちんとした資料等で会議をすすめることはできないのでしょうか。ここで私たちが提示された会議の内容というのは、きちんと今日もう終わっております。でその前にそういった議題があるというのであれば、それはまた、別にきちんと提示いただけないと、資料とですね。

(委員)

そうしたら今度、会議を開いていただいて、その会議のときに今までの経緯を全部洗いざらいお示しいたします。誰がどういう発言をしてどういうことを言ったのか。〇〇副会長さんは副会長という立場にいらっしゃったわけだから。そして〇〇会長さんは、〇〇会長さんという公的な立場で私のところにいらっしゃって、あのような発言をされたということは、もう第1期の会議がですね、これは公正、公平じゃないということなのです。それを皆さんは、公平だ、公平だ、透明性でやるとおっしゃっているけども、そうじゃないのです。言うところないから。公私園長会議でいくら話ししても、課長さんにいくら話ししても、私はもう言うところがないのです。だから皆様には本当に申し訳ないと思っています。だけど、私の気持ちをちょっとだけくんでいただきたいと思います。言うところがないのです。と申しますのは、民間保育園は1園しかないのです。1園しか。これが2園、3園あれば〇〇市のように協議会を開いてやれば、こういうことにはならないのです。けどこういうことになっちゃたんです。けど、来年はうちの保育園は運営ができないんです。〇〇園の運営会かとおっしゃいますけども、そうじゃなくて、長門市の行政によって、民間の保育園が、運営ができなくなっているということを皆さんにお示ししているわけです。本当は議題が終わったあとで申し訳ないのですが、一応お察しいただきたいと、もうこのことについては、臨時保護者会を開いて、委員会でお話しして、なかなか理解がえられない。それについては、もちろん保育園としては、運営ができなくなるから、前の今年の11月にもお話ししましたけれども、他の園に行かれてもよろしゅうございますとお話ししました。他の園に行かれてもですね。そういう風に〇〇園の運営会じゃないかとおっしゃいますけども、これはあくまでも長門市の行政によってこのような事態になったということだけは、皆様にお察しいただきたいと思います。本当に申し訳ないと思っています。けどですね、もう言うところがないのです。言うところが。皆様に本当に申し訳ないけれども。誰も助けてくれません。2園、3園あればお互いに助け合っているのですが、もう1園しかないですから。よろしいです。もう廃園にむけて、2月22日の最後の「これで個人ですが」と書いてあったのですが、議事録の中に、あれは個人ではございません。あれは「廃園だ」といったのです。以上でございます。皆様申し訳ございませんでした。ありがとうございました。

(会長)

え、その他、はい

(事務局)

最後にすいません、さきほど、児童クラブの実績が170ということで担当の方がお話をしたと思いますけれども、量の見込みの当初のところは、児童クラブの月別在籍児童数、要は登録者数を当初は国は示していました。ところが、今回の中間年の見直しをするにあたりまして、国から週ごと、毎週ごとの実利用者

数を日ごとの実利用者数を出して、週平均をまず出します。で週平均で1カ月4週間あれば、週平均の人数を足して、4で割って四捨五入する。わかりますかね。日ごとの実利用者数を出します。で1週間の平均人数を出します。で月の平均人数を出します。というような形で長門の場合は登録者数がたとえば330あっても、実際に利用されている方は50%、半数強というような形ということでご理解いただければと、つまり、実利用者数というふうに考えていただければと思います。よろしいでしょうか。

(会長)

はい、よろしいですか。はい、それでは大分時間も経ちました。え、このあたりで閉じたいと思いますけれども、外が本当に騒がしい中で熱心にご協議いただきましてありがとうございます。

私ごとで進行もまずうございまして、不愉快な思いもさしたかと思いますが、許していただけたらと思います。

それでは、以上で、本会議を閉じます。お疲れさまでございました。

(委員)

会長さんが悪いのではございません。私が悪いんでございます。皆様にお詫び申し上げます。